

はなく、住民の通行の妨げともなり、大変に迷惑をいたしておるところであります。駐車場の設置は、モータリゼーションの時代においては、必要不可欠のものであると思っております。ただし、この土地の確保はもとより、法的制限等もございまして、なかなか難しい面がございまして、今のところは、市営駐車場の建設計画は特にございせんが、今後、駐車場検討委員会において、この駐車場については、さらに検討を加えてまいりたいと思っております。また、都営住宅、市営住宅の入居者につきましては、各自で駐車場を探していただくようお願いをいたしております。軍人軍属の路上駐車に対する警告についてでございますけれども、警察署に取り締まりをお願いし、警察と調整を図りながら、さらに国や基地に指導していただくようお願いを申し入れたというふうに考えておるところであります。次に、高層住宅、ワンルームマンションの行政指導につきましては、市の宅地開発指導要綱により指導をいたしております。いずれにいたしましても、モータリゼーションの進展というものに対して、なかなか追いつかないというのが現状であるということでございます。

次の教育問題並びに地域体育館につきましては、教育委員会より答弁をいただきますので、よろしくお願いいたします。

以上で須釜議員さんからの御質問に対する御答弁とさせていただきます。

○教育長（来住野和也君） それでは、教育問題について二つの御質問と体育館についての御質問にお答えいたします。

最初に、中学校給食に対する審議会の経過についてでございますが、これは後ほど、次長の方より報告をいたさせます。したがいまして、まず不健全図書やホラービデオ等の対策についてでございますけれども、御指摘のとおり、青少年の成長する過程におきまして、不健全図書とか最近問題になっておりますホラービデオ等が与える影響は非常に大きなものと認識いたしております。福生市におきましては、不健全図書の自動販売機につきましては、青少年問題協議会を初め、関係機関の御協力によりまして、昭和五十六年の十四台をピークに昭和六十二年度には、これがゼロというふうに、すべて撤去をいたした経過がございます。このような経験をもとにいたしまして、今後、不健全図書またホラービデオ等につきましても、

関係機関の御協力をいただきながら、健全な環境整備を図っていききたいと考えております。なお、御指摘のように、東京都におきましては、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるビデオソフトの取り扱いについてというのを、関係業界に、もう既に要望いたしておるところでございます。

次に、地域体育館についてでございますけれども、福生地区に体育館を建設する計画でございしますが、現在の市民の体育あるいはスポーツ活動に対する要求は大変高いものがございまして、みずからの健康を保持し、また、家族皆で楽しむファミリースポーツ等、これが身近なところで、しかも気楽に利用できる施設を整備することは、非常に望ましいことだと考えております。で、御承知のように熊川地区体育館を、昭和六十二年十月に開館いたしました。現在まで、非常に多数の、しかも大変お喜びいただいております。また、スポーツ愛好者というものも、いろいろな体育館等の教室等を眺めておりますと、年々増加しているのが現状であります。これらの現状を十分に考慮いたしまして、福生地区にもできるだけ早い時期に体育館が建設できますように努力いたしたいと思っておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

なお、現在の施設等の利用状況につきましては、後ほど次長の方より答弁させていただきます。

○教育次長（古谷正夫君） 自席からお許しいただきまして、二点について、御答弁させていただきます。

まず、第一点の中学校給食に対する審議会の経過でございます。その中で、回数、経過、今後の見通しというふうなことでございますが、回数については現在四回開催させていただいております。それから、今後の見通しといたしましては、事務局では一年以内を目途に考えておるわけでございますけれども、審議の内容によってどうなりますか。一応、目安といたしましては一年というふうなことでございます。

それでは、その内容について御説明させていただきたいと思っております。この十五人の委員で組織いたします審議会を五月の二十七日、第一回を発足させていただきました。第一回というふうなことから、正副会長の互選をお願い申し上げたわけでございます。会長に小林菊三氏、それから副会長に吉野チエ氏を互選した後、教育委員会より諮問を申し上げます。その内容でございまして、中学校の給食の是非についてというふうなことで御諮問申し上げます。協議に入らせていただいたわけでござい

す。

協議の内容の第一点でございますけれども、福生市中学校給食審議会の条例の内容を説明申し上げ、意見を徴したというふうなことでございます。次に、過去、昭和五十三年度に発足いたしました福生市中学校給食問題研究会のまとめについて答申いただきましたものについて、御説明、御意見をちょうだいしたわけでございます。それから、次に三点目といたしましたのは、審議会の運営方法について検討させていただいたわけでございます。開催日数は月にどのくらいするかというふうなことで、約二時間程度を協議していただくというふうなことで、大体七時から七時半というふうなことで、約二時間程度を協議していただくというふうなことで決めたわけでございます。答申につきましては、若干延びるかと思えますけれども、私どももいたしまして、一年を用途にお願いしたいというふうなことで、検討させていただきました。それから、その運営につきまして、公開制等についてどうするかというふうな問題も協議させていただきました。たわけてございますけれども、これらについては、次回、二回目以降にというふうなことで継続審議になったわけでございます。さらにその他といたしまして、前日に事務局の方に申し出書の提出がございました。これは、福生市にも中学校給食を願う会というふうな方から三点にわたりまして申し出がありましたので、それを協議したわけでございます。一点といたしましては、市民が傍聴できること。二点といたしましては、市民の意見を反映した公聴会を設置すること。三点目といたしましては、定期的に中間報告をするというふうな申し出があったわけでございますが、これらにつきましても十分協議いたしましたけれども、二回目以降に協議するというふうなことで、第一回目は終わらせていただいたわけでございます。

次に、第二回、三回につきましてでございますが、第二回目につきましては六月の二十九日、第三回目につきましては七月の二十五日、この二日間の内容につきましては、ただいま継続となっております。三項目について協議していただいたわけでございます。基本的な問題でございますので、三項目について協議

させていただいたわけでございます。傍聴につきましてというふうなことでございますが、第一点の、他の市の状況を参考にさせていただきまして、その結論といたしましては、発足時に取り決めはしないで、申し出があった場合、その都度協議したというふうなことで、協議の結論を得たわけでございます。それから、二点目、三点目、公聴会、定期的な中間報告というふうなことでございますけれども、現在につきましては、内容等を十分研究する必要があります。さらに継続審議中でございます。その中で、つきましては、公聴会、定期的に行います中間報告等については継続審議中でございます。その中で、さらに十分審議する必要があるというふうなことから、視察すべきであるというふうな御意見が出たわけでございます。それで、その視察に当たりましては、それでは実施していない市と、それから未実施の市というふうなことで、これは第四回目、八月に実施させていただいたわけでございますが、八月は御案内のとおり夏休みというふうなことから、給食はこの市もやっておりますので、最初に未実施の市を視察させていただきました。できない市、これは田無市でございます。それから、実施している市としては今月中に、多分九月の月末に日野市を視察させていただこうというふうなことで、現在に至っております。でございます。その間につきましては、視察した後には未実施、実施の自治体を視察した後に、諮問内容を十分審議されるというふうなことでございまして、これから本題に入られるというふうなことで、今のところにつきましては、九月の月末に視察を予定されて、それから本題に入らせていただくというのが経過でございます。以上でございます。

次に、二点目の体育館の利用状況でございます。これは六十三年度でございますけれども、市民体育館、これは延べでございますけれども十萬三千五百二十六人、熊川体育館でございますが三萬七千三百三人、学校体育館十校ございますが五萬一千六百二十八人、合計いたしました、延べ十九萬二千二百五十七人の多くの方に利用いただいております。

それから、スポーツ教室の内訳でございますけれども、スポーツ教室につきましては、市民体育館が主でございます。この中では、利用していただいた方につきましては、八千三百二十九人でございます。そのうち、婦人健康教室、これにつきましては千三百八十人、率にいたしますと一七％でございます。それ

から、老人健康教室千五百五十七人、一四％の御利用をいただいております。なお、熊川体育館につきましては、個人利用を主としておりますので、教室については利用しておりませんので、申し添えさせていただきます。以上でございます。

○五番（須釜亮次君） 自席からの第二回目の質問に入らせていただきます。

環境整備のうちのごみ対策についてですが、ただいまの市長の答弁で、福生市が抱えるごみ問題について、大変な状況に置かれる実態がわかったわけでございまして、これから市民参加の行政を強力に遂行していかなければならず、行政委員会でもあるごみ減量推進協議会が市民団体の中心となって、PR等を強力に推進していかなければならないと思います。そのごみ減量推進協議会の活動状況について、実は、私も議会側から出ております委員でございしますが、まだ、今年度に入りまして、一度も協議会が開かれておりませんが、今後どのような活動を展開していこうとしているのか。また、高層住宅、商業ビル等の建設事前協議については、建築等指導要綱を適用している旨の答弁でしたが、組織上の問題もあり、後ほど、この問題は駐車問題のときに触れることとして、次に移ります。

路上違法駐車についてですが、ただいまの答弁によりますと、公営駐車場の増設は財政上からも土地確保が難しいようですが、都下の市町村で、民間有料駐車場の設置に対して助成または補助金を交付するなどの行政措置をとっている市がございましたら、その運用状況を含めてお尋ねします。市営住宅を含め、公営住宅につきましては、自治体あるいは公共のものでございますので、今後とも自前の駐車場を持つような、あるいはそれに近いものをつくっていくように対策をお願いいたします。また、駐留軍関係の市内における違法駐車につきましては、私どもがアメリカへ行って、同じような違法駐車した場合を想定した場合には、当然アメリカの国内法により行政処分を受けるわけでございますから、現在、我が福生市とアメリカ軍という立場が、イコールパートナーという立場から、定期的にあらゆるチャネルを通じて、精力的に日本の法律を守ってもらうように要請することが必要であると思いますが、いかがですか。

また、四番目の建築指導要綱は建築申請時に対する指導で、当然建築基準法の範囲で制約を受けられると思われるが、ここまでは建設部の仕事の中で、建築完了後の住民が入居、転入してきた後のごみ問題や

駐車場の問題等のクレームは市民部の所管となり、決め手がないままに引き継いでいき、現在の行政の非常にネックとなっているのが実態でございまして、私の調査では昭和六十三年度の福生市の四輪自動車の登録車両台数は、乗用車が一万六千三百三十六台、貨物が六千六百八十八台、バスが九十一台の合計二万九千二百四十四台との調査ですが、これは市民二人に一台の割りということ、この際、建設部、市民部のみでなく、市全体のプロジェクトを組織して輝かしい未来のまちづくりに、総合的に対応を考える時期に来ていると、私は思いますが、この点いかがですか。

また、教育問題の質疑につきましては、中学校給食審議会の件につきましては、現在、審議会が進行の段階でありますので、今後とも公平な運営の上に、市民にとりよい答申が得られるよう、この件は要望しておきます。

また、今後とも健全な環境が保全できますよう、必要ならば青少年問題協議会の大幅な組織拡充を図り、運動を展開していきますよう、これも要望しておきます。

また、地域体育館につきましては、福生地区に地域体育館を建設する質問に対しまして、私の昭和六十二年六月定例会の質疑に対する答弁に比べて、一段と前向きな内容と受けとめたいと思いますが、教育委員会としては、大体いつごろの計画をお持ちですか、この点をお尋ねいたします。

○市民部長（岩崎好亮君） まず、ごみ減量推進委員会の活動状況でございしますが、増加するごみの実態の状況、その話をする中で、ごみ減量について常に協議をいただいているところでございます。これらを踏まえまして、市といたしましても、ごみの減量化に向けて広報、清掃だより等でPRをして市民の協力を得て資源回収に努めているところでございます。今後、ごみ減量推進委員会を開催する中で、協議会を中心にして、また各種団体に減量化、資源化を引き続き呼びかけてまいりたいと思います。そのようなことでございますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

次に、民間駐車場のことで、他の市に例があるのかどうか、あったらお聞かせ願いたいということでございますが、御指摘をいただいた民間所有地の駐車場の件につきましては、現在、多摩市が駅周辺に駐車場及び駐輪場等の設置をした場合、一定の補助金を出しているということ聞いております。

次に、駐留軍関係の違法駐車でございますが、軍人軍属の関係者が違法駐車したような場合は、御指摘のように、日本人と同じような行政処置を受けるわけでございます。これらを踏まえまして、先ほどもちょっと答弁を申し上げましたが、あらゆる機会に問題を整理して、基地や国に対しその申し出をいたしたいというふうに考えております。また、警察に対しましても取り締まりの強化をお願いをいたしたいというふうに思っております。

○建設部長（小野光朗君） それでは続きまして、今後建設部、市民部というふうな縦の関係でなく、市全体としての駐車場のプロジェクト等の中での今後の対応を考えたいかということでございます。確かに、御質問のとおり、非常に駐車場の問題についてはいろいろ問題があるわけでございますけれども、市といたしましては、要するに、市の政策として設置する駐車場、例えば駅前とか中心地とかというふうな場合と各公共施設ですか、体育館とか公民館とかいう、そういうふうなものがまずあると思います。それで、あとは民間の住宅等につきましては、御指摘のとおり宅地開発指導要綱に基づきまして、劇場とかホテル、飲食店というふうなものの場合には、三千平方メートル以上につき三百平方メートル当たり一台というふうな基準がございます。いずれにしても、これは東京都の駐車場条例の中における基準を参考にしておりまして、これは東京都の区部とか八王子、立川、武蔵野、三鷹というふうな大都市は適用しているわけでございますけれども、これらが当市の方では宅地開発指導要綱によってやっているわけでございます。そのほかに、民活ということで民営に対する助成というふうな問題があります。いずれにいたしましても、市の駐車場問題というものは、それら全体を考えながら、やはり進めていかないとまずいと思いますので、今後、駐車場等のプロジェクトというふうなものも検討しながら、その中で何かよい線が出るようなことを考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○教育次長（古谷正夫君） 体育館の建設計画の目安についてという御質問でございます。御案内のとおり、実施計画につきましては、三年に一度見直しを、毎年見直しているわけでございますけれども、実施計画の、今見直しをさせていただいておるわけでございます。それにつきまして、教育委

員会といたしましては、福生地区に平成四年度に用地を買収してほしいというふうなことで計上させていただいたわけでございます。そういうことで、平成四年度に用地買収、その後について躯体工事の計画等をお願いしたいというふうなことでございます。

○五番（須釜亮次君） それでは、三回目の質問を幾つかお願いいたします。

ごみ減量推進協議会あるいはこの駐車場の問題もそうでございますが、行政のみの解決というのは到底不可能なはずであり、やはり市の政治に対する市民参加の意識によるボランティアといったも過言でない町会長あるいは協議会、またこういういった地域から選出された方々の非常なお骨折りによって、市の行政が一応回転しているわけでございまして、今後ともこの方々の協力がなければ、やはり市の政治は円滑に遂行できないはずでございます。そういった意味合いを含めまして、そのごみ、駐車場の問題につきまして、特に違法駐車のみあ駐車場の問題でございますが、ただいまの答弁の中で、民間活力を最大に利用しながら、行政需要の補足行政を取り入れた自治体が、東京都下では多摩市ということだそうでございますが、もし、行政面積の極度に狭い我が福生市の道路環境と都市基盤の整備に向けて、民間保有地の駐車場への転用促進が図られるとしたら、先例市の条例等を参考に、当市でもこの民有地の駐車場の解放に向けて、検討するお考えといたしますか、そういった取り組み方がお持ちかということ、この最後、三回目の質問はこれだけにとどめますので、よろしく願います。

○市民部長（岩崎好亮君） 御指摘のような駐車場については、一つの駐車対策として思います。確かに、そのように一つの駐車対策としては、一つの案だというふうには考えております。しかしながら、現行の福生市の土地利用状況等を考慮いたしますときに、今後、十分時間をかけて、そのあり方について検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願います。

○五番（須釜亮次君） それでは要望を申し上げます。今までのような問題を質疑したわけでございますが、そのケース、ケースによって、やはり最大限の努力目標という意思表示と受け取ったわけでございますし、特に六十二年度に続きます今回の私の地域体育館、福生地区に地域体育館をという質問に対しまして、平成四年度に用地買収という明確な目標が掲げられたということを、非常に

一市民としにしても、また、これらを要望しております市民の考えを率直に申すならば、本当によかったというふうに受けとめたいと思いますし、現在、老朽化しております市民体育館のグレードアップを含めた計画を含めて、高齢者を含め地域住民の久しい待望が具体化されますよう要望いたします。

また、その他もろもろの問題につきましては、それぞれの立場それぞれの組織の中で、十分に我々も含めて進んでいくよう、緊密な連絡プレーのもとに進めていきますようお願い申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（仲村清信君） 三時十分まで休憩いたします。

午後二時五十五分 休憩

~~~~~

午後三時 九分 開議

○議長（仲村清信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（仲村清信君） 次に、十二番原 敏子君。

（十二番 原 敏子君登壇）

○十二番（原 敏子君） 一般質問をさせていただきます。

まず初めに、老人福祉施策について、老人入院見舞い金制度についてお尋ねいたします。私は、この質問をこれまで何度も行っていますが、本定例議会でも再度質問をいたします。昨年の六月議会での私のこの質問に対し、市長を初め理事者の方々の答弁は、高齢化は急速なテンポで進んでいるので、高齢者対策全般にわたって研究をしていくというものでした。こういう答弁をいただきましてから、一年以上たちました。いまさら申し上げるまでもなく、市長におかれましては、お年寄りの暮らしの状況や疾病状況等、十分に御理解をしておられると思いますので、具体的な質問をさせていただきます。

まず初めに、昨年六月議会で答弁がありました。この間の研究状況等、具体的にお聞かせください。

二点目に、福生市における六十五歳以上の人口は、年々増加していますが、この傾向について、全国的

に見てどういう位置にあるのか。また、東京都ではどういう状況なのかお尋ねいたします。

三点目に老人入院見舞い金制度を実施している自治体がありますが、その自治体名、すべてをお聞かせください。

四点目、その自治体の中での町田市老人入院見舞い金の支給に関する条例を例にとりますと、福生市ではどれぐらいの予算がかかるのかお尋ねいたします。

五点目に六十五歳以上の市民の方で、何らかの疾病で通院されている方は何％を占めておられるのかお尋ねいたします。以上、この質問は冒頭にも申し上げましたように、何度も何度も繰り返し行っています。そのたびに、研究をしたいとか検討をしていくとかという答弁をいただいております。私のこの質問は、これまで社会に貢献されてきたお年寄りの命と暮らしを守るために、また、お年寄りが病気になるのも安心して治療に専念できるように、福生市にも老人入院見舞い金制度を実施してほしいというものです。高齢化社会と政治の責任、福生市のお年寄りの入院見舞い金制度実施について、市長の見解をお尋ねいたします。

次に、デイケアの実施についてお尋ねいたします。

お年寄りの暮らしの中で欠かせない施設にデイケアセンターがあります。デイケアセンターとは、お年寄りの皆さんが、機能回復訓練を行ったり、お年寄り同士の交流の場でもあり、また、ある地域ではお年寄りのたまり場ともなっています。今、このデイケアは各自治体に充実されつつあります。東京都におきましても、今後建設予定の特別養護老人ホームにはデイケアを行うようにと指示をしていると聞きます。また、自治体や特別養護老人ホームが、今後実施するに当たっては都は補助金を出すとも聞いています。私は、これまでお年寄りの施策について、先進的な自治体や老人施設等を視察してまいりました。今、我が国の老人福祉の状況では、デイケアについてはその地域にある特別養護老人ホームの協力が大なるものがあるようです。福生市におきましても、特別養護老人ホームがあります。ここに協力を仰ぎデイケアがでないのでしょうか。福生市のお年寄りの皆さんが、いきいきとした老後が過ごせるように、福生市の老人福祉施策はすばらしいとだれもが思えるような、お年寄りのデイケアの実施について市長の見解を

お尋ねいたします。

次に、教育行政について、中学校における校内環境等についてお尋ねいたします。

憲法と教育基本法はすべての子供を平和な国家と社会の形成者として掲げています。私は子供たちの健全な成長を願い、どの子にも行き届いた教育と同時に、子供の人権を守ることが大切だと考えています。また、学校教育は子供たちに友人への温かい思いやり、仲間同士の協力と自立心の育成、暴力や差別を許さない勇気と正義感、お互いの人格と権利の尊重などを身につけさせることを基本にした民主的徳行や体罰を含む暴力否定の姿勢を貫くことが、今日重要になっていいると考えます。今日の学校教育の現状は、いじめ、非行、校内暴力、特に小・中学生の登校拒否は過去最高となっています。本来、子供たちは新しいものに、絶えず興味と関心を示し、新しい知識を習得することに挑戦して学ぶこと、遊ぶことに目を輝かせ、熱中するという特徴を持っています。学校はこうした子供たちにとって、楽しいところ、大好きなところでなければなりません。しかし、現実には子供たちの間に登校拒否がふえています。これは、異常な事態だと思います。子供たちが不登校だということではなく、子供たちを取り巻く状況の中に根本原因があると見るべきではないでしょうか。現在、登校拒否の原因は転校、いじめ、教師の体罰、学力のおくれ、非行、怠学、精神疾患などいろいろな問題が指摘されており、それぞれの子供の成長過程や家庭環境の違いも含めて、登校拒否に至る経過は一人一人異なっています。こういう状況を解決するために、どの子にとっても学校は楽しいものであるような教育環境づくりが求められています。しかし、現状はまだまだいじめや非行、登校拒否、校内暴力があるようです。このような状況から、子供たちを守る教育行政が、今緊急に求められています。

市長を初め教育長におかれましては、このような状況にある校内環境について、どのように考えられておられるのか。また、どのように解決されようとしておられるのかお尋ねいたします。

次に、米軍横田基地について、市民生活への影響についてお尋ねいたします。

福生市の総面積の三分の一を占める米軍横田基地から発生するさまざまな公害は、市民生活に大きな影響を与えています。飛行機の騒音、米軍人の市民を巻き込んだ交通事故など基地から発生するものと、米

軍人の直接巻き起こすものなど多種多様なものがあります。危険な核基地の様相をますます増している中で、フィリピンからの移駐などもあり、米軍人軍属が増加しています。今、まちの中では、このような状況を反映してか、米兵が戦闘服とも思える迷彩服と編みあげ靴を身につけ、歩いているのを見かけます。先日は、市役所の中でもそのような米兵を見ました。私はこのような迷彩服の米兵を見かけるたびに、我がまち福生が戦場となっているような錯覚を覚えます。幾ら基地があるまちでも、戦時に着用するような服装でまちの中を歩き回られたのでは、子供たちにとっても悪影響となります。市長はこのようなまちの状況について、どのように考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

基地問題の二点目に、八月十九日、二十日の両日行われました日米親善友好祭についてお尋ねいたします。この両日間、自由の広場が、この催しのために使用できませんでした。自由の広場は、この日米親善友好祭のために違法駐車ができるから、レッカー車で運んだ違法駐車場の駐車場にするため、二日間とも警察に貸し出したということでした。私はこの措置について、幾つかの点で疑問がありますのでお尋ねしたいと思います。レッカー車で運んだ車の駐車場だということですが、実際は一般車の駐車場として使われていました。これはどういうことなのでしょう。また、米軍の主催した催し物だから、駐車場は当然米軍が責任を持つべきであると思いますが、市として、そのような申し入れを行われたのかどうなのかお尋ねいたしたいと思います。また、戦略爆撃機のB52の飛来、展示につきまして、市の方に、事前に連絡があったのかどうか。以上、市長の見解をお尋ねいたします。

(市長 石川彌八郎君登壇)

○市長(石川彌八郎君) 原議員さんの御質問に対しまして、御答弁申し上げます。

初めに、福祉施策の老人入院見舞い金制度の実施につきまして、御答弁申し上げます。

今までも御質問いただき、検討してきたところでございますが、老人医療に関する、いわゆる単独事業として、地方公共団体が肩がわりをすることについては、老人保健法の趣旨に反し好ましいものではないとの指導が、昨年の十二月に東京都福祉局からあったところでございます。こうしたことを踏まえ、老人入院見舞い金制度の実施につきましては、現段階では難しい状況でございます。

次に、二点目のデイケアの実施について御答弁を申し上げます。

原議員さんの言われるとおり、高齢者の対策は重要であり、このための施策を真剣に考えていかなければならないと感じている次第でございます。さて、市民の高齢化に対応する福祉施策といたしましては、それぞれのお年寄りのニーズに沿った施策の充実が自治体にも求められているわけでございます。人はだれしも生まれ育った場所、あるいは住みなれた場所、安定した日々を過ごせることが望ましいと考えております。その意味で、現在、市が実施しております家庭奉仕員等派遣事業は心身の障害、傷病等の理由により、臥床している等、日常生活を営む上で支障のある対象者に訪問型のサービスを実施いたしております。また、実施するため十月一日から職員一名を増員し、実施いたすところでございます。このような訪問サービスとは別に、通所型のデイサービスも身近なところで受けられるようにすべきであると考えておりますが、現在、社会福祉協議会を通して、福生市外の施設の協力により、入浴サービスや給食サービス等を実施いたし、利用者の方からは大変な好評を得ているのが現状でございます。これからのことは、私どももよく勉強し、関係機関とも調整をさせていただきたいと存じておりますので、よろしく御理解をお願い申し上げます。

次の教育行政につきましては、教育委員会より答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。次に、米軍横田基地について、市民生活への影響についてでございますが、御指摘のように最近、市内に迷彩服姿の軍人がふえているようでございます。この辺の事情や御質問の趣旨につきましては、基地側に確認あるいは申し入れをいたしてみたいと考えております。また、B52の飛来につきましては、事前連絡等は受けておりません。なお、日米友好祭における仮称八小予定地の貸与関係につきましては、教育委員会より答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、原議員さんからの一般質問の答弁とさせていただきます。

○教育長（来住野和也君） それでは、教育行政について、中学校における校内環境等についての御質問についてお答えいたします。

たまたま本日毎日新聞を見ましたら、もうお読みかと思えますけれども、法務省が十日付で、いわゆる

登校拒否児童、現在では不登校児と呼んでおるようですが、不登校児の問題について、実態調査を行って、その結果を今手元に持っておりますが、まことに原因等についても多岐にわたり困難な問題であり、また、こういうものを法務省が出すということは、やはり全国的に非常に重要な課題として、現在あるということの証左だと思います。残念ながら、福生におきまして、また、同様にこれは大きな問題として、現在現存しております。基本的にはこういう問題を解決するために、一体教育行政の方でどんな手を打っているかというような御質問と思えますので、それについてお答えを申し上げます。

校内環境につきましては、物的な環境、つまりハード面と人的な環境、ソフト面とがございまして。ハード面の条件整備といたしましては、現在、校舎の改修。これは、より明るく快適な校舎に改修すること。それから校舎周辺の整備、それから、これは少し次元が違いますが、世界の名画、複製をリースいたしまして、これを展示等いたして、明るくきれいな学校づくりを目指して努力しているところであります。一方、人的な環境、ソフト面といたしましては、この整備について三つほど問題点があると思われるので、分けてお答えをいたします。

一つ目は教師の資質の向上を図ることが重要だと考えます。児童・生徒・保護者等、市民から信頼を得られる教師の育成を目指して、研修事業の充実を図っているところでございます。

二つ目は生徒相互に好ましい人間関係の育成を図るといった視点に立ちまして、学校への情報の提供等及び具体的な指導、助言をいたしております。学校教育、福生市の指導目標には、心身ともにたくましく、心豊かな児童・生徒の育成を掲げまして、その具現化のために努力いたしております。三つ目は、生徒の健全育成を目指しまして、家庭教育、学校教育、社会教育の緊密な連携を図るべく努力いたしております。関係各位の御努力によりまして、いわゆる非行等の問題行動は数的には減少しつつあります。しかしながら、まことに遺憾ではございますが、一部いわゆる突出生徒による暴力行為等が発生していることも、また、事実でございます。さらに、学校不適応生徒、先ほど申しました不登校児も皆無とは申せません。このような問題行動を示す生徒の背景について深く考え、援助と指導に当たりましては、教師、保護者を初め地域関係機関が一体となり、連携、協力して当たることが重要であると考えます。

教育委員会といたしましても、一人一人の生徒の望ましい成長を願い、重ねて努力いたしてまいりたいと思いますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。以上です。

○教育次長（古谷正夫君） 自席からお許しいただきまして、市民生活の影響についてと、そのうちの仮称第八小学校用地の貸与について、私の方から御答弁させていただきます。

日米友好親善祭が八月の十九、二十日に行われたわけでございます。それにおきましての八小用地の貸与についてでございますけれども、福生警察署から前年同様に貸し出してほしいというふうな申し出があったわけでございます。その使用目的につきましては、違法駐車車のレッカー移動のための駐車場と治安上のためということでございました。違法駐車車のレッカー移動のための駐車場と治安上のためというふうなことで、お貸ししたわけで、私どももいたしましても地域住民への影響など予想し、特に条件を付しておりませんけれども、貸与することといたしたわけでございます。また、当日の状況が予想しにくいというふうなことから、運用につきましては、福生警察署に一任するというふうにいたしましたわけでございます。したがって、その運用状況は、私どもも承知いたしておりませんけれども、レッカーの移動につきましては、約三十台ぐらいあったと聞いております。無料駐車場として開放したのではないかと御指摘でございますけれども、車の混雑状況などから、福生警察署がとった措置と推測いたすわけでございます。この八小の用地の問題につきましては、問題があるとするならば、今後十分検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。以上でございます。

○市民部長（岩崎好亮君） 自席からお許しをいただきまして、市長の補足答弁をさせていただきます。

老人入院見舞い金制度について、現在、研究したのは何市ぐらいあるのかというふうな御質問でございますが、二十六市で八市でございます。それから、例を挙げまして、福生市で老人医療のことを町田市に当てはめた場合はどの程度の費用がかかるかと、こういう御質問でございますが、推計では六百五十四万円ほどかかるのではないかと、こういうふうな思っております。それから、次に受給者数がどの程度伸びているのかと。六十二年、六十三年の対比でございますが、五・九二%ほど伸びております。それから、次に通院といえますか、延べの人数で、人員がどの程度いるのかということでございますが、延べ人数の通

院では二万七千九百七十四、いわゆる人といえますか件といえますか、一人が二回行けば二件になりますので、二万七千九百七十四件、こういうことになるかと思えます。以上です。

○福祉部長（石川和夫君） 私の方から老人人口ということでございまして、ちょっと古いかもしれませんが、全国平均では六十五歳以上が一〇・九%程度、それから東京都では九・六%、当市におきましては、一月一日現在で約四千七十名ということで七・二七というような割合でございます。以上です。

○十二番（原 敏子君） それでは、自席から再質問をさせていただきます。

そうしますと、この老人入院見舞い金制度の関係ですけれども、市長の答弁を聞きますと、今まで検討してきたけれども、東京都の福祉局の話によると、老健法の趣旨に反しているというふうな指導があったということ、東京都の福祉局は老人入院見舞い金制度そのものを実施してはならないというふうな、そういうような強い指導があったんでしょいか。老健法の趣旨に反するということは、そういう指導があったのは、それで結構ですが、その続きですね。だから、老人入院見舞い金制度そのものは実施してはならないんだというふうな、そこまでそういう指導があったのかどうか教えていただきたいんです。

それで、昨年の私の六月議会の質問で答弁をされて、先ほども登壇して言いましたけれども、こういうふうにおっしゃっているんですね。研究をしていくと。高齢者対策全般にわたって、検討機関をつくって研究をしていくんだというふうに言われているわけです。それで、今、市長が答弁されたのは、昨年の十二月に東京都福祉局からこういう指導があったんだけれども、結局はそういう指導があったから、こういう調査、研究もしてないというふうに聞いていいのかどうかね、そのところをちょっとはっきりしてほしいのです。結局はこういう調査、研究はしなかったのかというふうに思うんですが、そのところをはっきりしてほしいと思う。それともう一つ、東京都の福祉局からそういうような指導がありましたけれども、今お聞きしましたように、入院見舞い金制度を二十六市の中では八市ほど実施しているわけですね。私の調査でも、古くから実施しているところでは、町田市が一九八四年からやっているわけですね。一番新しいところで、本年の一九八九年四月一日から多摩市とか日野市などは実施しているわけです。本年の四月一日といえますと、東京都の福祉局からそういう老健法に反するからしてはいけないんだとい

うような指導が来た後も行っているわけです。指導が来たのは昨年の十二月ですから。そういう点から見ますと、私はそういう指導があっても、当然、自治体の長がこういう施策を行おうと思うときには、できるというふうに考えているわけです。やっている自治体があるわけですから。そういう点で見ますと、福生市でこの老人入院見舞い金制度を実施してほしいというような私の質問ですけれども、今後、そういう状況を踏まえて、市長はどういうふうにお考えになるか。東京都がそういう指導をしたというのはわかりました。ですけど、そういう指導をした後も、日野市だとか多摩市は行っているわけです。こういう見舞い金制度を実施したわけです。そういうところも踏まえて、市長はどういうふうにお考えになっているかお聞かせください。

それと、市内の老人人口について福祉部長から答弁をいただきました。全国の人口で六十五歳以上の人口を見ますと一〇・九％だということです。東京都では九・六％、福生市では平成元年度、本年の四月一日現在で七・三％です。そういう点で見ますと、都や国の平均から見ますと、老人人口というんでしょうか、それはまだまだ低い。平均より福生は低いというふうに言われてます。厚生省やなんか言っている高齢化社会がどうのこうのというそういう言葉の中で、約七％である。高齢化になってきているんだというふうな見解を厚生省なんかは出しているように思えます。私がちょっと計算したもので見ますと、六十二年の四月一日は福生の六十五歳以上の人口というのは六・六七％だったんです、六十二年の四月一日で、昨年六十三年の四月一日に七・一八％に伸びました。そして本年七・三％に伸びたわけです。微々たる伸びですけれども、確実にお年寄りの数がふえているわけです。そういう点から見ても、私はこの見舞い金制度を、ぜひとも実施していただきたいというふうに強く思うわけです。

お年寄りの福祉を充実するということは、その自治体が市民を大切にしていることだというふうに、私は思うわけです。お年寄りと子供を大切にする政治というのは、やはりその自治体の政治というものが、市民全体が満足するような政治が行われているというふうに考えるので、こういうことも踏まえて、ぜひともこのことを聞かせていただきたいと思いますと思うんです。

それに関連しまして、デイケアセンター、デイケアの実施なんですけれども、けさ八時四十五分からNHKで広島県の御調町の老人施策のデイケアの報道の特集を組んでやっておりました。ここでは人口が八千人で、町の保健婦が三人と公立病院の保健婦が五人、八人で出前のリハビリを行っているんだそうです。きょうのNHKの報道では、こういう中で老人医療費は下がってくるし、寝たきり老人が少なくなってきました。当初六十人いたのが十五人になったというふうな、そういうようなことが報道されていました。私は医療費の問題から、そしてお年寄りの健康から、本当にお年寄りがいきいきと暮らせる、そういう点から見ても、当然デイケアというのは必要だというふうには思いますし、必要だという点ではこれは一致しているわけです。私が今までいろいろな視察して見てきた中で、私はきょうのNHKを見て、「ああ町で自治体でこういうふうに行っているところもあるんだなあ」というふうに、認識を新たにしたいわけですけれども、私が今まで見てきた中では、やはり特別養護老人ホームが、社会福祉法人が自治体と一体となって、そういうデイケアを行っているという自治体が全国の中で比較的多いのです。果たしてこれがいいのかどうかということは、まだ結論は言えないと思いますけれども、その方がやりやすいということがあって、全国的にそういうものが多くなっているというふうには思います。だから福生でも、どうしても福生にあるこの特養で、これをやらなければならぬというふうには考えないんです。自治体が行ったりほかの方法でやればよいというふうには考えているわけですけれども、問題はこのデイケアの実施なんです。私は一番理想的なのは自治体が行うことだと思っています。しかし、財政的にとかいろいろ問題でなかなかできないということもあつたりするわけです。今年の六月の議会の答弁の中で、総合福祉センターをつくって云々なんていうのも答弁があるわけです。そういう点から見ると、何かデイケアについても、引き延ばし引き延ばしというふうに強く感じるわけです。このところの、皆さん方がこのデイケアについてどういうふうに、確かに、今、市長が答弁されました、必要だというふうに言われたんですけれども、どれくらい認識しているのか。何か先ほど体育館は平成四年度につくるんだ、用地を買収するんだなんていうようにお年寄りが健全に、これを行うことによって、お年寄りの医療費まで下がる、こういう点から見たとき

に、このデイケアについてもどれぐらいの必要度で皆さん方が考えられているのかということを、もう一度ちょっとお尋ねしたいと思います。抽象的じゃなくて、ちょっと聞かせていただきたいと思います。

次に教育の問題です。

今、教育長からハードとソフト面があるというふうな答弁をされました。ことしの三月議会にも教育長の答弁を聞いていますが、この問題につきましては、幾つか再質問をさせていただきたいと思えます。まず、基本的なところで聞かせていただきたいと思います。ソフト面についての今の答弁はよく理解できました。この答弁を踏まえて、また再質問を聞かせていただきたいと思います。先ほどの遠藤議員の答弁の中で、日米親善友好祭、B52とか、零戦だとか、そういう戦闘機について教育長の一転のお考えを聞くことができました。ここでもう一度聞かせていただきたいと思います。私は戦争は最大の暴力だというふうに思っています。これは私だけじゃなくて、今、普通は世界の共通の認識になっていると思います。戦争は最大の暴力行為である。その最大の暴力行為の兵器を見て、その兵器が体験教育に結びつくという発想ですね、それが結びつくのかどうか私はわかりませんけれども、そういう発想が、私は非常に母親としても市民としても、また議員としてもよくわからないんです。私ははっきり言えば、そういう発想をするということは、教育者として非常識ではないかというふうに思っています。こういう考え方を教育長がされていると、私は学校内の校内暴力、いじめ、非行、登校拒否、不登校児、こういうのがなくなっているのではないかなあというふうに、今、一瞬危惧を持ったわけです。先ほど教育長も言われました。毎日新聞にも法務省の実態調査が――うちも毎日新聞ですから同じものを見えますけれども、こういう調査の結果が出ました。これを見ますと、学校に行きたいが行けない。苦しんでいる子供が不登校児です。大体、今は登校拒否児と言わないで不登校児と呼ぶんだそうです。そういう点から見ると、私は教育長にこのところをもう一度教えていただきたいと思います。私は暴力の最大のものは戦争だと思う。その戦争の兵器を体験教育として考えるという、こういうことでは、これがなくなっているのではないかと、子供たちの中でいじめ、非行、校内暴力、登校拒否、不登校児。登校拒否というのは、年間

に五十日以上学校を欠席したものが登校拒否だというふうに言われているようで、不登校児というのは、年間に五十日未満学校へ行かないのを不登校児というようです。この子供たちの数をぜひ教えていただきたいと思う。いつの時点でもらえられても結構ですから、一中から三中まであるわけですから、それを教えていただきたいと思います。特に私は中学校の子供たちが、非常に大変な状態になっているというふうに、それなりに聞いています。私もいろいろな教育の先生方の本とか教育相談の教育センターの先生方の本など、そういう意見などを聞かせてもらいますと、不登校児に限って言えば、学校が楽しくないから不登校児が生まれる。学校は楽しいものだというのが、普通です。なぜ学校へ行かないのかというと、この実態調査にもありますけれども、先生が怖いとかいろいろな問題があります。そういう中で、楽しくないからというような意見もあるようです。これを教育委員会としては、どういうふうに、なぜ楽しくないのかということをとらえられているのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

それと絡んで、学校の中だけではなかなかこういう問題は解決しないわけです。地域の環境です。具体的に言いますと、一小の前、埼玉銀行の斜め前にパチンコ屋さんができました。私の家のそばの東福生駅前ゲームセンターがあります。近くですからよくわかるんですけれども、東福生の駅前のそのゲームセンターは大体お昼から開くわけです。うまいことに、子供が学校から帰ってくるような時間に開きまして、朝方までやっているようです。中学生たちが標準服を着たまま、そのゲームセンターに入り浸っている。もともとここはビリヤードだったんですけれども、成り立たなかったらしくて、ゲームを今は非常に多く置いてあるわけですね。遠藤議員の裏です。あそこでは、歩道に座って缶ジュース飲んだりたばこ吸ったり。かばんを持ったままそのゲームセンターへ通って、学校の帰りかどうかしらないけれども、行っているわけです。そういう事態を教育委員会ではどのように考えられますか。いつも言われます。「教育とは学校教育と家庭教育、両面があって、子供のよりよい教育ができる。」教育長も言われました。確かに、学校教育の先生方も家庭教育の親たちも頑張るんですけれども、地域の環境が悪くなってきましたと、なかなか頑張りが切れない。そういう誘惑が非常に多い中で、私は教育委員会として、本当に子供たちのよりよい教育を考えるとときには、こういうようなものをなくすような努力というんでしょうか、先ほども不健全